

電子商取引キャパシティビルディング枠組み

1 背景・経緯

- 現在、WTO電子商取引交渉には、途上国を含む86カ国が参加している。高い水準の規律での合意を目指しつつ、途上国及び後発開発途上国の参画を支援するため、デジタル分野における開発支援を促進することが重要。
- このため、共同議長国の日本、豪州、シンガポールは、「電子商取引キャパシティビルディング枠組み」の立上げを提案。MC12の機会を捉え、正式に对外発表することとなった。

2 概要

- 本枠組みは、デジタル分野における共同議長国による途上国支援を結集するもの。同時に、電子商取引交渉に参加している先進国に対しても、取組への参加を呼びかける。
- 共同議長国による支援策例は以下のとおり。我が国は、今後もデジタル分野での支援を継続及び拡大していく。

【日本】

- JICAによるサイバーセキュリティに関する能力向上支援
- JETROによる中小零細企業のDX化及びビジネスマッチング支援

【豪州】

- 「データファンド」の創設：世銀とともに電子商取引に関する政策策定を支援する。日本も一部取組を支援予定。

【シンガポール】

- シンガポール貿易産業省及びWTO事務局による電子商取引関連支援